職員の退職管理に関する規則をここに公布する

平成二十八年三月二十九日

○人委規則

目

職員の退職管理に関する規則

四

兀

五

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則.....

3月29日

職員の退職管理に関する規則

平成 28 年 (火曜日) (趣旨)

いう。) 第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで (これらの規定を警察法 この規則は、地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」

する。 地方独立行政法人役職員」という。)の退職管理について必要な事項を定めるものと 下「条例」という。) 第三条の規定に基づき、職員、警察法第五十六条の二第一項に 準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第五十条の二において読み替えて 法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する地方公務員 (以下「特定 規定する特定地方警務官 (以下「特定地方警務官」という。) 及び地方独立行政法人 下同じ。) 並びに職員の退職管理に関する条例 (平成二十八年山口県条例第二号。以 (昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の三においてみなして適用する場合、

以

(離職前五年間に在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者)

第二条 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。) (当該再就職者 役職員 (同項に規定する役職員をいう。以下同じ。) が属する執行機関の組織等 (同 定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前五年間に就いていた職が廃止された場 とする。 が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。 合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している 法第三十八条の二第一項の人事委員会規則で定める者は、再就職者 (同項に規)に属する役職員

(子法人)

七

Щ

学校職員の勤務時間、

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令.

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則......

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則..... 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則......

六六

六

五五五

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則......

般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則..... 般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....

П

第三条 法第三十八条の二第一項の人事委員会規則で定める子法人は、一の営利企業等 又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決 権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす 分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人 権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の百 除き、会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第八百七十九条第三項の規定により議決 ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を 発起人その他の法人の設立者をいう。) の議決権 (株主総会において決議をすること (同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等 (株主若しくは社員又は

(退職手当通算法人)

Щ 県 人 事

委

員

会

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、 地方独立行政法人

山口県人事委員会規則第十一号

(退職手当通算予定職員) 法第二条第一項に規定する地方独立行政法人とする

第六条 法第三十八条の二第(内部組織の長に準ずる職)

る。 第六条 法第三十八条の二第四項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げるものとす

する局長(昭和四十三年山口県規則第十五号)第十八条第一項に規定)のは、

条第一項に規定する事務局長二(山口県議会事務局の組織に関する条例(昭和四十二年山口県条例第十五号)第四(

十五条第一項に規定する教育次長三(山口県教育委員会規則第十号)第(三)山口県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号)第

五 山口県監査委員事務局の組織等に関する規程 (昭和三十九年山口県監査委員規程第四条第一項に規定する事務局長四 山口県人事委員会事務局組織規則 (昭和四十八年山口県人事委員会規則第五号)

六 山口県警察本部組織規則 (昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号) 第三条第第一号) 第四条第一項に規定する事務局長

一項に規定する部長(警務部長及び地域部長を除く。)

Щ

П

一項に規定する事務局長七(山口県労働委員会事務局組織規則(昭和三十年山口県規則第二十二号)第三条第七(山口県労働委員会事務局組織規則(昭和三十年山口県規則第二十二号)第三条第七

第九条第一項に規定する局長八(山口県企業局の組織等に関する規程(昭和四十九年山口県企業管理規程第一号)

九 地方独立行政法人山口県産業技術センターの理事長

・ (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員に類す

組織等を除く。) に属する役職員とする。 執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する日の五年前の日より前に就いていた同項に規定する職が廃止された場合における当該第七条 法第三十八条の二第四項の人事委員会規則で定める者は、再就職者が離職した

〔在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者〕

、地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務、

方独立行政法人が行うものとする。第九条 法第三十八条の二第六項第一号の人事委員会規則で定める業務は、第四条の地

行政庁等への権利行使等に類する場合)

処分をすることを求める場合とする。料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反

du)(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場

裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。 継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要

(再就職者による依頼等の承認の手続)

提出しなければならない。
た申請書を任命権者(特定地方警務官であった者にあっては、山口県公安委員会)に得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載し第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認(以下「依頼等の承認」という。)を

- 一氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職

四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

状況及び職務内容 定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職 定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職六 離職前五年間 (再就職者が法第三十八条の二第四項に規定する職又は第十四条に

七 当該依頼等の承認の申請に係る役職員の氏名、所属及び職並びにその職務内容

対象となる契約等事務 (同条第一項に規定する契約等事務をいう。) 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の

(再就職者による依頼等の届出の手続) 十 その他参考となるべき事項

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼 次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。 (以下「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、 人事委員会が定める様式に従い

- 氏名
- 生年月日
- 所属及び職

兀 依頼等をした再就職者の氏名

五 おける当該再就職者の地位 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等に

依頼等が行われた日時

依頼等の内容

(部長又は課長の職に相当する職

П

第十四条 す る。 法第三十八条の二第八項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げるものと

本部長、院長、局長、校長、館長、園長及び寮長 定する所長 (同規則第三条第二号に規定する出先機関の長であるものに限る。 条第三項に規定する理事、危機管理監、 山口県行政組織規則第十二条第一項に規定する部次長、 同規則第十八条第一項に規定する課長並びに同規則第二百九十七条第一項に規 企業立地統括監、 局長、課長及び室長、 審議監 参事及び室次 同

Щ

二 山口県議会事務局処務規程 (昭和四十四年山口県議会訓令第一号) 第五条第一項 一号に規定する審議監

長並びに同条第二項に規定する局次長 山口県議会事務局の組織に関する条例第四条第一項第一号に規定する課長及び室

館長並びに同規則第六十三条第一項に規定する所長 二項に規定する理事、審議監及び室次長、 山口県教育委員会行政組織規則第十五条第一項に規定する課長及び室長、同条第 同規則第四十七条第一項に規定する館長、 同規則第四十一条第一項に規定する館 同規則第五十三条第一項に規定する

五 山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第

|号)第十|条第|項に規定する校長

号) 第十三条第一項に規定する事務局長 山口県選挙管理委員会運営規程(昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四

局次長 山口県監査委員事務局の組織等に関する規程第四条第一項第一号に規定する事務 山口県人事委員会事務局組織規則第四条第一項第一号に規定する事務局次長

山口県警察本部組織規則第三条第一項に規定する部長(地域部長に限る。 室長、 所長、 隊長及び校長並びに同条第二項に規定する参事官、 首席監察官及

七号)第二条に規定する警察署の署長 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十

十二 山口県企業局の組織等に関する規程第九条第一項に規定する局次長、 項に規定する課長、 山口県労働委員会事務局組織規則第三条第一項第一号に規定する事務局次長 同条第三項に規定する審議監及び参事並びに同規程第十条に規 同条第二

定する所長

第十五条 法第三十八条の二第八項の人事委員会規則で定める者は、再就職者が離職し (部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者) 組織等を除く。 執行機関の組織等 (当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の 再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する た日の五年前の日より前に就いていた前条に定める職が廃止された場合における当該 十三(地方独立行政法人山口県産業技術センターの副理事長及び理事並びに部長)に属する役職員とする。

、離職前五年間に在職していた執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十六条 వ్త 法第六十条第四号の人事委員会規則で定める者は、 第二条に定めるものとす

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の人事委員会規則で定める職は、第六条に定めるものとす

に類する者) (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等に属する役職員

第十八条 法第六十条第五号の人事委員会規則で定める者は、 第七条に定めるものとす

(在職していた執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の人事委員会規則で定める者は、 第八条に定めるものとす

報

ಶ್ಶ

第二十条 (部長又は課長の職に相当する職) 法第六十条第七号の人事委員会規則で定める職は、

る者) (部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等に属する役職員に類す

第二十一条 とする。 法第六十条第七号の人事委員会規則で定める者は、 第十五条に定めるもの

(管理又は監督の地位にある役職員の職

第二十二条 条例第三条の人事委員会規則で定める職は、次に掲げるものとする。

に掲げる職 管理職手当に関する規則 (昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号) 別表第

一 山口県企業局職員給与規程 (昭和四十一年山口県企業管理規程第五号) 別表第三 に掲げる職

地方独立行政法人山口県産業技術センターの理事長、 室長及び副部長 副理事長及び理事並びに部

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

地方公務員等」という。)となるため退職し、 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員 (以下 引き続き地方公務員等となった場

(任命権者への再就職の届出 | 一|| 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合

第二十四条 式に従い、 離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならな 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様

条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

生年月日

離職時の所属及び職

離職日

再就職日

再就職先の名称及び所在地

七六五四 再就職先の業務内容

Щ

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

Щ

П

県

人

事

委

員

会

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会規則第十三号

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する規則 (平成十四年山口県人事委員会規則第一

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を

一般社団法人山口県観光連盟

八 再就職先における地位

附 則

第十四条に定めるものと

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する

山口県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会規則第十二号

Щ

県

人

事

委

員

会

山口県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 山口県人事委員会事務局組織規則(昭和四十八年山口県人事委員会規則第五号)の一

第三条の表企画審査班の項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加

える。

十八 退職管理に関すること。

第三条の表任用班の項第二号を次のように改める。

二 職員の人事評価及び研修に関すること。

第三条の表任用班の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する

報

Щ

-17)号の前に次の二号を加える。 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 第二条第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、 第二条第一項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。 一般社団法人地方税電子化協議会 一般社団法人せとうち観光推進機構

同

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第一条中「第七条第二項及び」を削り、

「第十二条」を「第十三条」に改める。

第五条中「第四条」を「第三条」に改め、

同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

ಠ್ಠ 般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十八年三月二十九日

П 県 人 事 委 員 숲

Щ

山口県人事委員会規則第十四号

般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

十三号)の一部を次のように改正する 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十四年山口県人事委員会規則第三

び」に改め、「給与の特例及び」を削る。 第一条中「、第五条第三項」を削り、「第八条」を「第九条」に、「並びに」を「及

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

八条」を「第九条」に改める部分に限る。)は、 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、第一条の改正規定 (「第 公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

Щ П 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十五号

般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

四号)の一部を次のように改正する。 般職の任期付職員の採用等に関する規則 (平成十四年山口県人事委員会規則第三十

山口県人事委員会規則第十六号

十二条」を「第十三条」に改める部分に限る。)は、

公布の日から施行する。

ただし、第一条の改正規定 (「第

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

Щ

П

県

人

事

委

員 会 平成二十八年三月二十九日

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号)の一部

第七条第二項中「職務の級」を「職務の等級」 に改める。

四号 第八条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第三項中「前条第三項第 を「前条第三項第三号」に改める。

則

は

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、第八条第三項の改正規定

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

Щ 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十七号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 単身赴任手当の支給に関する規則 (平成二年山口県人事委員会規則第二号)の一部を 平成二十八年三月二十九日

第四条第三項の表中 四万三千円 三万八千円 三万三千円 一万六千円 万三千円 二万円 六千円 を 三万二千円 一万四千円 万六千円 八千円

四万六千円 五万二千円 四万円

に改める。

五万八千円

六万四千円

四万八千円

五万八千円 五万三千円

七万円

附 則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ П 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十八号

Щ

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 職員の退職手当の支給に関する規則 (昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号) の

にあつては、 第一号区分の項第一号中「職務の級」を「職務の等級 (平成二十八年三月三十一日以前 二号区分の項から第七号区分の項までの規定中「職務の級」 別表のロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表 職務の級。以下同じ。)」に改め、 同項第二号から第四号まで及び同表第 を「職務の等級」に改め

則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県人事委員会規則第十九号

平成二十八年三月二十九日

Щ

県

人 事

委

員

会

ಠ್ಠ

職員の勤務時間、

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則 (平成七年山口県人事委員会規則第七

号)の一部を次のように改正する。 第十二条第十四号中「である」を「に勤務することが著しく困難な」に、

「一月に」

を「一回につき」に改める。

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会規則第二十号

Щ

県

人 事

委

員

会

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 営利企業等の従事制限に関する規則(昭和五十三年山口県人事委員会規則第一号)

の

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ П 県 人 事 委 員 슾

山口県人事委員会規則第二十一号

六

休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号)

第四条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一及び別表第二中「羈務の袋」を「羈務の褓袋」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

す る。 学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

平成二十八年三月二十九日

Щ 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第二十二号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

八号)の一部を次のように改正する。 学校職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規則 (平成七年山口県人事委員会規則第

を「一回につき」に改める。 第十三条第十四号中「である」を「に勤務することが著しく困難な」に、「一月に

Щ

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県人事委員会訓令第二号

中 般

局

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

Щ П 県 人 事 委 員

会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 山口県人事委員会事務局処務規程 (昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号)の

> ಕ್ಕ 13中「職務の級」を「職務の等級」に、「(選考によることが承認されている職に限)への採用又は昇任の選考」を「への採用の選考」に改める。

別表第一の3中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価及び研修」に改め、同表の

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行平成二十八年三月二十九日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁